

公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公示
(建築のためのサービスその他の技術的サービス (建設工事を除く))

次のとおり技術提案書の提出を招請する。

令和6年4月25日

支出負担行為担当官

北海道防衛局長 宮崎 順

(公印省略)

1 業務概要

- (1) 業務の名称 札幌(6)施設最適化総合設計
- (2) 履行場所 北海道札幌市
- (3) 業務内容 本業務は、札幌駐屯地における施設に係る基本設計、実施設計及び交渉等技術資料作成業務を行うものである。なお、発注者が別途契約する工事の優先交渉権者の技術提案、技術情報等を、発注者の指示に基づき設計に反映させる技術提案・交渉方式の適用業務であり、以下の業務を行う業務である。

【札幌駐屯地】

(建築分)

- ① 新設建物に伴う建築基本・実施設計(庁舎新設(鉄筋コンクリート造6階建/延べ面積約11,000㎡)ほか21棟(総延べ床面積約30,500㎡))
- ② 既設建物改修に伴う建築基本・実施設計(#15教場改修(鉄筋コンクリート造5階建/延べ面積約4,200㎡)ほか15棟(総延べ床面積約18,500㎡))
- ③ 既存建物解体に係る建築基本・実施設計(#101隊舎解体(鉄筋コンクリート造4階建/延べ面積約3,700㎡)ほか42棟(総延べ床面積約29,100㎡))
- ④ 仮設建物設置に伴う建築基本・実施設計(鉄骨造3階建/延べ面積約2,500㎡)ほか4棟(総延べ床面積約5,500㎡))
- ⑤ 計画通知手続き業務 一式
- ⑥ 交渉等技術資料作成業務 一式

(土木分)

- ① 新設建物に伴う附帯土木実施設計(庁舎新設(鉄筋コンクリート造6階建/建物投影面積約1,800㎡)ほか21棟(総建物投影面積約13,500㎡))

- ② 幹線ユーティリティー（給水、汚水排水及び雨水排水）に係る実施設計 一式
- ③ 交渉等技術資料作成業務 一式

（設備分）

- ① 新設建物に伴う附帯電気、機械及び通信基本・実施設計（庁舎新設（鉄筋コンクリート造 6階建/延べ面積約11,000㎡）ほか21棟（総延べ床面積約30,500㎡）
- ② 既設建物改修に伴う附帯電気、機械及び通信基本・実施設計（#15 教場改修（鉄筋コンクリート造 5階建/延べ面積約4,200㎡）ほか7棟（総延べ床面積約9,000㎡）
- ③ 既存建物解体に係る附帯電気、機械及び通信基本・実施設計（#101 隊舎解体（鉄筋コンクリート造 4階建/延べ面積約3,700㎡）ほか42棟（総延べ床面積約29,100㎡）
- ④ 仮設建物設置に伴う附帯電気、機械及び通信基本・実施設計（鉄骨造 3階建/延べ面積約2,500㎡）ほか4棟（総延べ床面積約5,500㎡）
- ⑤ 構内配電線路及び構内通信線路に係る基本・実施設計 一式
- ⑥ 計画通知手続き業務 一式
- ⑦ 交渉等技術資料作成業務 一式

（上記対象業務に含まれる、庁舎新設（鉄筋コンクリート造 2階建/延べ面積約900㎡（投影面積約400㎡）は、特段の情報保全の措置を必要とする施設であり、同措置を講じることを条件とする業務の追加について、契約締結後に受注者と協議を行う予定）

【藻岩山中継所】

（建築分）

- ① 既存建物改修に伴う建築基本・実施設計（#1局舎改修（鉄筋コンクリート造 2階建て/延べ面積約170㎡）

（設備分）

- ① 既存建物改修に伴う附帯電気、機械及び通信基本・実施設計（#1局舎改修（鉄筋コンクリート造 2階建て/延べ面積約170㎡）

(4) 履行期限 契約締結日の翌日から令和11年3月19日まで

(5) その他

ア 本業務は、資料及び見積書等の提出を電子入札システムにより行う業務である。ただし、電子入札システムにより難しいものは、発注者の承諾を得て紙

- による見積合わせ（以下「紙見積合わせ方式」という。）に代えるものとする。
- イ 本業務は、契約の一連の手続を電子契約システムで行う対象業務である。
ただし、受注予定者の責によらない通信環境等により電子契約システムにより難しいものは、発注者に紙契約希望届を提出し紙契約に代えるものとする。
- ウ 本案件は、競争参加資格確認申請を行った者のうち、競争参加資格があると認められた者に対して技術提案書の提出要請を行い、技術提案書の内容とヒアリングの評価の結果、最上位1者を技術的に最適なものとして特定する。なお、特定者が辞退した場合は、次順位の者と同様の手続を行い、以降見積合わせに応じる者が特定されるまで次順位以降の者と同様の手続を行う。
- エ 情報保全に係る履行体制について、適切な体制を有すると確認できる者であること。なお、情報保全に係る履行体制について懸念が存在する者又は業務従事者若しくは親会社等の国籍その他これに類するものが、発注者との契約に違反する行為を求められた場合に、これを拒む権利を実効性をもって法的に保障されない国又は地域に該当する者及び国連安保理決議において労働許可を提供しないことが決定されている国又は地域に該当する者は入札参加を認めない。

2 参加資格、選定基準及び評価基準

技術提案書の提出者は、(1)に掲げる資格を満たしている単体企業又は(2)に掲げる資格を満たしている共同体であること。

(1) 単体企業

- ア 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- イ 令和5・6年度防衛省における測量・建設コンサルタント等業務競争参加資格（以下「防衛省競争参加資格」という。）のうち、「建築」において「A」の格付を受け、北海道防衛局に競争参加を希望していること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、再度級別の格付を受けていること。）。
- ウ 会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（イの再度級別の格付を受けた者を除く。）でないこと。
- エ 参加表明書の提出期限の日から見積合わせの時点までの期間に、北海道防

衛局長から工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について（防整施（事）第150号。28. 3. 31）に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。

オ 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所登録を有すること。

カ 次に示す業務について、元請けとして国、特殊法人等又は地方公共団体から受注した業務又は防衛省発注の総合発注業務の再委託として受注した業務で、平成26年4月1日から公示日までに完了又は引渡し完了した以下の国内における業務の実績を有すること。

・鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の延べ面積3,000㎡/棟以上の新設建物の建築基本検討、基本設計業務又は実施設計業務

ただし、業務成績の評定点が65点未満のものを除くこと。なお、業務成績のない業務については、検査に合格している又は業務が完了している証明をもって65点以上の業務とみなすものとする。

キ 本業務に参加しようとする者の間に資本関係、人的関係又はそれらと同視しうる関係がないこと。詳細は説明書による。

ク 北海道防衛局が発注した業務のうち、令和4年度及び令和5年度に完了又は引渡し完了した業務の実績がある場合には、評定点の平均が65点以上であること。

ケ 配置予定管理技術者の資格等

次の基準をすべて満たす技術者を配置すること。

(ア) 一級建築士の資格を有すること。

(イ) 次に示す業務について、元請け又は総合発注業務の再委託として受注した業務のうち、平成26年4月1日から公示日までに完了又は引渡し完了した業務の実績を有すること。

・鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造で、延べ面積3,000㎡/棟以上の新設建物の建築設計業務

ただし、業務成績の評定点が65点未満のものを除くこと。なお、業務成績のない業務については、検査に合格している又は業務が完了している証明をもって65点以上の業務とみなすものとする。

(ロ) 公示日現在の手持ち業務量（本業務を含まず、特定後未契約のものを含む。）が5億円未満（防衛省発注機関が発注した業務は除く。）かつ10件未満（防衛省発注機関が発注した業務を含む。）であること。また、令和6年7月22日までに完了する見込みの手持ち業務については、手持ち業務量の対象外とする。なお、公示日現在の手持ち業務に北海道防衛局と契約した業務で予決令第85条の規定に基づいて作成された基準（以下「調査基準価格」という。）を下回る価格で落札した業務がある場合は、手持ち業

務量（本業務を含まず、特定後未契約のものを含む。）が2.5億円未満（防衛省発注機関が発注した業務は除く。）かつ5件未満（防衛省発注機関が発注した業務を含む。）である者とする。

手持ち業務とは、管理技術者又は担当技術者となっている契約金額500万円以上の業務をいう。

(エ) 公示日の時点で申請者と直接的な雇用関係があること。

コ 都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格者でないこと。

(2) 共同体

(1)に掲げる条件を満たしている者により構成されている共同体であって、「競争参加者の資格に関する公示」（令和6年4月25日付北海道防衛局長）に示すところにより防衛省競争参加資格において札幌（6）施設最適化総合設計に係る共同体としての競争参加の資格（以下「共同体としての資格」という。）の通知を受けている者であること。

ア 共同体の要件

(ア) 共同体の構成

代表者は、測量・建設コンサルタント等業務「建築」又は「土木」のいずれかで「A」の格付を有すること。

代表者以外の構成員は測量・建設コンサルタント等業務「建築」「土木」「電気」「機械」及び「通信」のいずれかの「A又はB」の格付を有すること。

なお、代表者が「土木」の場合にあつては、「建築」の構成員は、「A」の格付を有すること。

(イ) 構成員の技術的要件

次に示す業務について、元請けとして国、特殊法人等又は地方公共団体から受注した業務又は防衛省発注の総合発注業務の再委託として受注した業務で、平成26年4月1日から公示日までに完了又は引渡しが完了した以下の国内における業務の実績を有すること。

- ・代表者は、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の延べ面積3,000㎡/棟以上の新設建物の建築基本検討、基本設計業務又は実施設計業務、あるいは国、特殊法人等又は地方公共団体が発注したコンストラクション・マネジメント方式による業務と、延べ面積3,000㎡/棟以上の建物付帯土木設計の両方

- ・代表者以外の構成員は、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の延べ面積1,000㎡/棟以上の新設建物の建築、電気、機械、通信基本検討、基本設計業務又は実施設計業務、建物付帯土木実施設計業務のいずれかを履行した実績を有すること。

ただし、業務成績の評定点が65点未満のものを除くこと。なお、業務成績のない業務については、検査に合格している又は業務が完了している証明をもって65点以上の業務とみなすものとする。

イ 配置予定技術者の資格等

次の基準をすべて満たす技術者を配置すること。

(ア) 配置予定管理技術者は、一級建築士、あるいは技術士（建設部門、総合技術監理部門のいずれか）、RCCM、土木学会認定者のいずれかの資格を有すること。

(イ) 配置予定管理技術者は、平成26年4月1日から公示日までに完了又は引渡し完了した業務のうち、次に示す経験を有すること。

鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造で、延べ面積3,000㎡/棟以上の新設建物の建築基本検討、基本設計業務又は実施設計業務、あるいはコンストラクション・マネジメント方式による業務、もしくは延べ面積3,000㎡/棟以上の建物付帯土木設計

ただし、業務成績の評定点が65点未満のものを除くこと。なお、業務成績のない業務については、検査に合格している又は業務が完了している証明をもって65点以上の業務とみなすものとする。

(ウ) 配置予定管理技術者は、公示日現在の手持ち業務量（本業務を含まず、特定後未契約のものを含む。）が5億円未満（防衛省発注機関が発注した業務は除く。）かつ10件未満（防衛省発注機関が発注した業務を含む。）であること。

また、令和6年7月22日までに完了する見込みの手持ち業務については、手持ち業務量の対象外とする。

なお、公示日現在の手持ち業務に北海道防衛局と契約した業務で予決令第85条の規定に基づいて作成された基準（以下「調査基準価格」という。）を下回る価格で落札した業務がある場合は、手持ち業務量（本業務を含まず、特定後未契約のものを含む。）が2.5億円未満（防衛省発注機関が発注した業務は除く。）かつ5件未満（防衛省発注機関が発注した業務を含む。）である者とする。

手持ち業務とは、管理技術者又は担当技術者となっている契約金額500万円以上の業務をいう。

(エ) 建築設計に限っては、分担業務毎に一級建築士の資格を有する者を担当技術者として配置すること。

(3) 技術提案書の提出者の選定及び技術提案書の特定

ア 技術提案書の提出者を選定するための基準

上記2に掲げる資格を有する参加表明書の提出者について、次の各項目の評価基準により評価を行い、上位1から5者を選抜し、技術提案書の提出者として選定する。ただし、同評価の提出者が5者を超えて存在する場合には5者を超えて選定する場合がある。

(ア) 企業の実績及び能力（共同体としての実績は、構成員として分担した業務実績とする。）

(イ) 配置予定管理技術者の経験及び能力

(ウ) 業務実施体制の妥当性が確認できる者であること。

なお、業務実施体制の妥当性が確認できない場合とは、以下のいずれかに該当する場合をいう。

a 再委託の内容が、主たる部分の場合

b 業務の分担構成が、不明確又は不自然な場合

c 共同体による業務の分担構成が細分化され過ぎて、一の分担業務を複数の構成員が実施することとしている場合

(エ) その他

イ 提出された技術提案書の特定

上記アにより選定された者の技術提案書について、次の各項目の評価基準により評価を行い、上位1者を技術的に最適なものとして特定する。

なお、配置予定管理技術者に対してヒアリングを行う。

(ア) その他

(イ) 業務の実施方針・実施フロー・工程計画・その他

(ウ) 特定テーマに対する技術提案

3 手続等

(1) 担当部局

〒060-0042

北海道札幌市中央区大通西12丁目 札幌第3合同庁舎

北海道防衛局総務部契約課

TEL 011-272-7513

FAX 011-280-0351

Email keiyaku-r01-hk@ext.hokkaido.rdb.mod.go.jp

(2) 説明書の交付期間等

ア 交付期間 公示日から令和6年5月17日まで（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する行政機関の休日（以下「行政機関の休日」という。）を除く。）の毎日、午前9時から午後6時まで。

ただし、最終日は正午まで。

イ 交付場所 防衛施設建設工事電子入札システムセンター

<https://www.dfeg.mod.go.jp>

ウ 交付方法 全て、電子データで交付を行う。

文書類 : PDF (Acrobat XI形式)

図面類 : PDF (Acrobat XI形式)

申請書類 : Word (2013形式) 又は一太郎 (Gov 7 形式)

なお、標記以外の形式による提供は一切行わない。

エ 使用条件 ダウンロードした資料の取扱いに関する利用規則に同意すること。

オ その他 通信環境の不具合等のため、希望する者は電子情報の提供を依頼することができる。

この場合、(1)へ「図面データの取扱いに関する同意事項」(会社名等を記載済みのもの)を(1)に持参、郵送(書留郵便に限る。)若しくは託送(書留郵便と同等のものに限る。)(以下「郵送等」という。)又は電子メールにより提出(電子メールにより提出する場合は、送信前及び送信後に上記(1)の担当部局へ電話により連絡するものとする。また、提出するファイル形式は、PDF形式とする。以下同じ。)したうえで、データを保存するために必要なCD-R(未使用に限る。)1枚及び着払いのラベル(宅配業者の場合)又は切手(日本郵便の場合)を貼付した返信用の封筒を持参又は送付すること。

なお、配送によるもの以外の対応は行わない。また、この対応により被った不利益や損害については、一切補償しない。

※「図面データの取扱いに関する同意事項」の書式については、防衛省・自衛隊のホームページより入手可能である。

https://www.mod.go.jp/j/budget/seido/oshirase/pdf/koji_004.pdf

(3) 参加表明書の提出期限等

ア 提出期限 令和6年5月17日 正午

イ 提出方法 電子入札システムにより提出する。ただし、参加表明書のファイル容量が電子入札システムの上限を超える場合の提出方法等については、業務説明書による。紙見積合わせ方式による場合は、(1)に持参、郵送等又は電子メールにより提出する。

(4) 技術提案書の提出期限等

ア 提出期限 令和6年6月11日 正午

イ 提出方法 電子入札システムにより提出する。ただし、技術提案書のファイル容量が電子入札システムの上限を超える場合の提出方法等については、業務説明書による。紙見積合わせ方式による場合は、(1)に持参、郵送等又は電子メールにより提出する。

4 その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 契約保証金 納付（保管金の取扱店 日本銀行札幌東代理店 北洋銀行本店）。ただし、利付国債の提供（取扱官庁北海道防衛局）又は金融機関若しくは保証事業会社の保証（取扱官庁 北海道防衛局）をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。なお、契約保証金の額、保証金額又は保険金額は業務委託料の10分の1以上とする。
- (3) 特定後、契約を締結するまでの間に、都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格者とは契約を行わない。
- (4) 契約書作成の要否 要
- (5) 関連情報を入手するための照会窓口 上記3(1)に同じ。
- (6) 参加資格の級別の格付を受けていない者の参加
上記2(1)イに掲げる競争参加資格の級別の格付を受けていない者も上記3(3)により参加表明書等を提出することができるが、その者が当該業務について技術的に最適なものとして特定されるためには、特定通知日までに級別の格付を受けていなければならない。
- (7) 詳細は業務説明書による。